

鳥取市水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市水産多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、漁業者や市民等が取り組む鳥取市沿岸域における藻場の造成等の実践活動を支援することにより、市民参加による豊かな鳥取市沿岸域環境の維持、向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に15/100を乗じた額（同表の第4欄に掲げる額を上限とする）以下とする。

(交付申請に添付する書類)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

(実績報告に添付する書類)

第6条 規則第12条の報告書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月21日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は令和5年3月9日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 上限額
鳥取市水産多面的機能発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「国運用」という。）第4により設置した地域協議会	地域協議会が対象活動組織に対し本事業を実施するために交付する経費。ただし、国運用別表1の1（環境・生態系保全）に掲げる活動内容に限る。	対象とする面積に、国運用別表2のIの1により定められた国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価（同表において、多面的機能の理解・増進を図る取組を実施しない場合とし、5/6を乗じた額）を乗じた額の15/100。

様式第1号（第4条、第6条関係）

年度鳥取市水産多面的機能発揮対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業主体

3 事業内容

（単位：円）

活動項目	事業費 (A)	上限額 (B)	交付額 ((A)に15/100を乗じた額 及び (B)の内いずれか低い方の額)
藻場の保全			
計			

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 添付書類

（1）国及び県へ提出した水産多面的機能発揮対策交付金の交付申請書（実績報告書）の写し

様式第2号（第4条、第6条関係）

年度鳥取市水産多面的機能発揮対策事業収支予算書（又は決算書）

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	備 考
国 補 助 金			
県 補 助 金			
市 町 村 費			
そ の 他			
計			

2 支 出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	備 考
合 計			